

滋賀県職員のための

退職管理制度に関する手引

～再就職者による依頼等（働きかけ）の規制等～

令和6年度

滋 賀 県 総 務 部 人 事 課

I. はじめに

平成 26 年に地方公務員法が改正され、一層の公務の公正性と透明性を確保するため、再就職した元職員による依頼等の規制などを規定した現行の退職管理制度が平成 28 年 4 月 1 日から導入されました。

本県においても、関係条例（「滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例」（以下「新条例」という。））を制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行しています。

規制違反者には、10 万円以下の過料や 1 年以下の懲役等が科されることとなっています。

関係の皆様におかれては、地方公務員法および条例の趣旨および規制の内容をよく理解いただき、適正な職員の退職管理および県政全般に対する県民の信頼確保に御協力いただきますようお願いいたします。

主な規制項目

滋賀県を離職後に再就職した方を対象に、平成 28 年 4 月 1 日から設けられた主な規制は、以下の 3 点です。

1. 再就職した元職員による依頼等の規制（「働きかけ」の禁止）

【地方公務員法第 38 条の 2 第 1 項、4 項、5 項、8 項および新条例第 2 条】

2. 再就職情報の届出

【地方公務員法第 38 条の 6 第 2 項および新条例第 3 条】

3. 再就職情報の公表

【地方公務員法第 38 条の 6 第 1 項および新条例第 4 条】

Ⅱ. 規制の内容

1. 再就職した元職員による依頼等の規制（「働きかけ」の禁止）

- 滋賀県を離職後に営利企業等（※1）に再就職した元職員（以下「再就職者」という。）は、現職職員に対して、再就職先と県との契約や処分に関する事務（※2）について、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼すること（いわゆる「働きかけ」）が禁止されます。

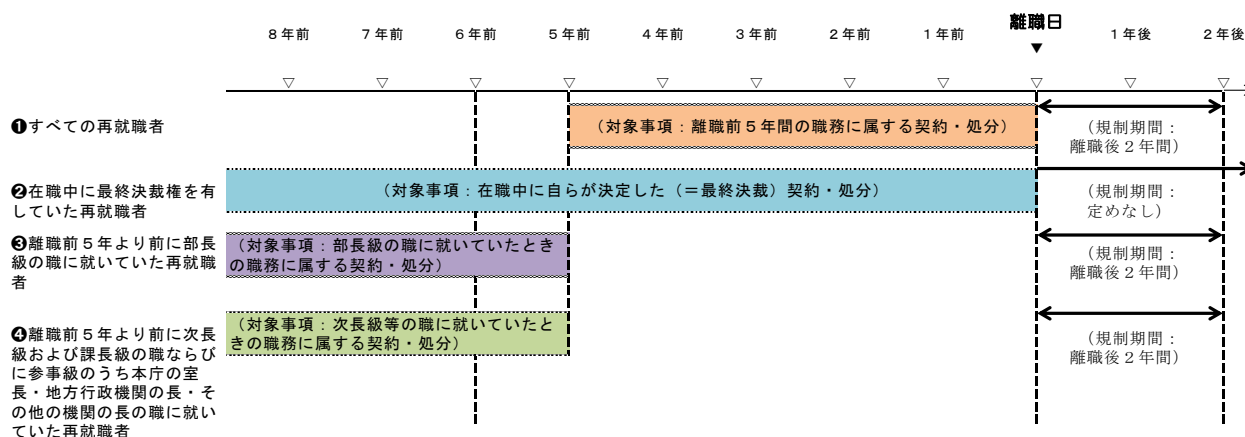
※1）営利企業および非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人および特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。

※2）①再就職先と県との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約、②再就職先に対して県が行う処分に関する事務が該当します。

- 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。概要は以下のとおりです。

対象者・内容			期間
①	対象者	すべての再就職者	離職後 2年間
	内 容	離職前5年間の職務に属する契約や処分に関する事務について、現職職員への「働きかけ」禁止	
②	対象者	在職中に最終決裁権を有していた再就職者	期間の定 めなし
	内 容	在職中に自らが決定（最終決裁）した契約や処分に関する事務について、現職職員への「働きかけ」禁止	
③	対象者	離職前5年より前に、部長級の職に就いていた再就職者	離職後 2年間
	内 容	①、②に加え、当該職に就いていたときの職務に属する契約や処分に関する事務について、現職職員への「働きかけ」禁止	
④	対象者	離職前5年より前に、次長級および課長級の職ならびに参事級のうち本庁の室長・地方行政機関の長・その他の機関の長の職に就いていた再就職者	離職後 2年間
	内 容	①～③に加え、当該職に就いていたときの職務に属する契約や処分に関する事務について、現職職員への「働きかけ」禁止	

◀ 「働きかけ」禁止期間のイメージ ▶



- ただし、次の場合は「働きかけ」に該当せず、禁止されません。
- ・ 試験・検査・検定など、県からの委託等を受けてその事務の一部を行う法人に再就職した職員が、当該事務を行うために必要な場合
 - ・ 法令や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合
 - ・ 法令に基づく申請および届出を行う場合
 - ・ 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合
 - ・ 法令または慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
 - ・ 電気、ガス、水道に関する契約等、裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者の承認を得て行う場合（※）

（※）以下により、事前の申請が可能です。

① 申請が可能な場合

再就職者が、電気、ガス、水道に関する契約や特殊な業務のため随意契約を締結する場合など、現職職員の裁量の余地が少ない職務に関するものについて、現職職員に依頼等を行おうとする場合

② 申請書類（記入例を参考にしてください。）

「再就職者による依頼等の承認申請書」（人事委員会規則様式第1号）

③ 申請時期および申請先

依頼等を行う日の2週間以上前に、依頼等の対象である職員の任命権者あて、以下の提出先に②の申請書類を提出してください。

〔提出先〕

- ・ 教員であった方 …… 教育委員会事務局教職員課
- ・ 警察職員であった方 …… 警察本部警務課
- ・ 上記以外であった方 …… 総務部人事課

※ 上記提出先で受付後、依頼等の対象である職員の任命権者へ転送し、各任命権者において承認手続を行います。

《 再就職者による依頼等の承認申請書（人事委員会規則様式第1号）記入例（表面） 》

様式第1号（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

令和7年4月1日

滋賀県知事 様
 滋賀県企業庁長（公営企業管理者） 様
 滋賀県病院事業庁長（病院事業管理者） 様
 滋賀県議会議長 様
 滋賀県代表監査委員 様
 滋賀県警察本部長 様
 滋賀県教育委員会 御中
 滋賀県人事委員会 御中

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。
 この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

（ふりがな）（ おうみ まいこ ） 氏 名 近江 舞子	
勤務先（営利企業等）の名称 〇〇電力株式会社	勤務先における地位（役職等） 営業部長
連絡先 TEL（ 090-0000-0000 ） FAX（ 077-000-0000 ）	
勤務先（営利企業等）の業務内容 電気供給に係る新規契約および契約変更に係る業務	

2 離職時および離職前の状況

離職日 令和7年3月31日		離職時の職 〇〇部 次長	
離職前5年間 ※の在職状況等	所属および職	在職期間	職務内容
	〇〇部〇〇課 課長	自 平成30年4月 1日 至 令和 3年3月31日	〇〇事業の実施および所管施設の管理に係る指揮監督
	〇〇部 次長	自 令和 3年4月 1日 至 令和 7年3月31日	〇〇部長の補佐および〇〇部の事務の整理
	（以下余白）	自 年 月 日 至 年 月 日	

※ 申請者が別表1または別表2に掲げる職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

≪ 再就職者による依頼等の承認申請書（人事委員会規則様式第1号）記入例（裏面） ≫

3 要求または依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）またはその子法人との契約に関する要求または依頼 ☐ 該当する ☒ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）またはその子法人に対する処分に関する要求または依頼 ☐ 該当する ☒ 該当しない

4 要求または依頼の対象となる役職員

氏 名（ふりがな） 滋賀 太郎 （ し が たろう ）	
所 属 〇〇部〇〇課	職 施設管理係長
職務内容 所管施設（〇〇センター）の管理	

5 要求または依頼の対象となる契約事務の内容

☒ 電気、ガスまたは水道水の供給を受ける契約に関するもの
☐ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容および職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求または依頼の具体的な内容

以前に自らが所属していた〇〇部〇〇課が所管する〇〇センターの電気供給契約について、容量変更に伴う変更手続を行うもの。

7 その他参考事項

--

- 現職職員は、再就職者から「働きかけ」を受けた場合、人事委員会へ届出をしなければなりません。

① 届出書類（記入例を参考にしてください。）

「再就職者から依頼等を受けた場合の届出」（人事委員会規則様式第2号）

② 届出時期および届出先

- ・ 「働きかけ」を受けたと思われた場合は、所属長に報告・相談の上、直ちに総務部人事課（教員にあっては教育委員会事務局教職員課、警察職員にあっては警察本部警務課）へ連絡してください。
- ・ その後、人事委員会事務局（任用・審査係）へ①の届出書類を提出してください。

《 再就職者から依頼等を受けた場合の届出（人事委員会規則様式第2号）記入例 》

様式第2号（第13条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

令和7年4月20日

滋賀県人事委員会委員長 様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) (おおつ きょうこ) 氏 名 大津 京子	
所 属 ○○部○○課	職 主査

2 要求または依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) (しが いちろう) 氏 名 滋賀 一郎	要求または依頼が行われた日時 令和7年4月14日 17時
再就職者が勤務する営利企業等の名称 株式会社 □□建設	営利企業等における再就職者の地位（役職等） 営業部長
離職時の所属 ○○部○○課	離職時の職 課長

3 要求または依頼の内容

昨年度に当課の課長であった上記再就職者が来庁し、今年度入札を予定している△△の仕様について、再就職先の製品の型番を指定するよう要求してきた。 この行為は、地方公務員法で禁止されている「働きかけ」に該当することを指摘したが、要求を止めようとしなかった。
--

人事委員会記入欄
受理番号

！ 違反者には、罰則が適用されます。

◎ **再就職者への罰則**

- ・ 「働きかけ」を行った再就職者は、10万円以下の過料の対象となります。
- ・ 不正な行為を行うよう「働きかけ」を行った再就職者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

◎ **現職職員への罰則**

- ・ 不正な行為を行うよう「働きかけ」を受け、これに応じ不正な行為を行った現職職員は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。
- ・ また、以下の現職職員は、懲戒処分の対象となる可能性があります。
 - ・ 「働きかけ」に応じた職員
 - ・ 「働きかけ」を受けたことの人事委員会への届出を怠った職員

Q&A

Q. 「再就職者」には、非常勤職員であった者も含まれるのですか。

- A. 「働きかけ」が禁止される「再就職者」については、非常勤職員、臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員であった者は除かれます。
- 一方、再任用職員、任期付職員であった者は含まれます。

Q. 「働きかけ」が禁止されるのは、営利企業に再就職した場合だけですか。

- A. 営利企業に限りません。
- 国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人、地方独立行政法人を除くすべての法人への再就職者が「働きかけ」禁止の対象となります。

Q. どのような行為が禁止される「働きかけ」に当たるのですか。

- A. 以下のような行為が想定されます。
- 当該行為が禁止される「働きかけ」に当たるか否かは、要求や依頼の内容等を含め、個別具体的に判断する必要があると考えられます。

【 禁止される「働きかけ」の例 】

※ いずれも再就職した元職員が在職していた時の職務に属するものであることが前提となります。

① **売買、賃借、請負その他の契約関係**

▶ **再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼**

- ・ 随意契約とすることが認められない案件を随意契約するよう要求
- ・ 完了検査について、基準を満たさないにもかかわらず認めるよう要求
- ・ 再就職先と県との間の請負契約について、過大な請負額の増額や必要のない内容変更を要求
- ・ 請負契約に基づく契約金の支払い事務において、通常の事務処理期間より短い日数での支払いを要求
- ・ 再就職先の得意とする入札方法（総合評価方式やプロポーザル方式など）となるよう要求

▶ **再就職先企業との契約締結を要求、依頼**

- ・ 仕様書案を携え、委託契約締結を検討するよう依頼
- ・ 「技術研修会」等と称して、自社技術の優位性や新製品紹介の機会を設定することを要求
- ・ 出版社に再就職した者が、各学校における副教材の購入を依頼

▶ **公になっていない情報を提供するよう要求、依頼**

- ・ 今年度発注予定の公共工事の具体的な発注時期の情報提供を依頼
- ・ 再就職先が落札できるよう、開札前の案件の設計額や最低制限価格を提供するよう依頼

② **処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為）関係**

▶ **再就職先企業への処分を行わないよう、または処分を甘くするよう要求、依頼**

▶ **再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼**

▶ **許可基準を満たしていないにもかかわらず許可をするよう要求、依頼**

▶ **再就職先への補助金の交付を要求、依頼**

▶ **公文書公開請求において、本来非公開決定とすべきものを公開決定するよう要求、依頼**

Q. 例えば、団体として機関決定された県に対する要望書について、当該団体に再就職している元職員が持参し現職職員に対し説明を行う行為は、禁止される「働きかけ」に当たのでしょうか。

A. 法令上「働きかけ」が禁止される対象の事務は、契約および処分に関する事務であって、元職員が在職していた時の職務に属するものとされています。

したがって、団体からの要望については、具体的な契約や処分に関するものではなく、予算要望など包括的なものであることが多いことを考えますと、一義的には法令上禁止される「働きかけ」には該当しないものと思われます。

いずれにしても、「働きかけ」に当たるか否かは、個別具体的に判断していく必要がありますと考えられますので、不明な点はお問い合わせいただきますようお願いいたします。

Q. 契約や処分に関する「働きかけ」であれば、不正な行為を求めるものではなくても禁止されるのですか。

A. 不正な行為を求めるものではなくても、契約や処分に関する「働きかけ」は禁止されます。
例)

- ・ 補助金の申請の提出に当たって、「よろしくお願いします」というような行為
→ 「働きかけ」には該当しません（規制の適用除外に該当。）。
- ・ 補助金の申請書の提出とは別に、再就職先への補助金の交付を要求
→ 「働きかけ」に該当（10万円以下の過料の対象）

2. 再就職情報の届出

- 以下の職に就いていた方が、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合、再就職後速やかに（1か月以内を目途）、離職時の任命権者に再就職情報を届け出なければなりません。
- ・ 部長級、次長級および課長級の職
 - ・ 参事級の職のうち本庁の室長、地方行政機関の長（※1）、その他の機関の長（※2）の職

※1）消費生活センター、環境事務所長、森林整備事務所長、動物保護管理センター所長、計量検定所長、病虫害防除所長 など
※2）総合保健専門学校長、看護専門学校長、男女共同参画センター所長、びわ湖フローティングスクール所長 など

届出事項（人事委員会規則様式第3号による。）

氏名、離職時の所属・職名、離職年月日、再就職日、再就職先、再就職先の業務内容、再就職先における地位

届出が必要な期間

離職後2年間（この期間中、届出内容に変更が生じた場合（再就職先が変わった場合等）は、その都度届出が必要です。）

届出先

指定の様式に届出事項を記入の上、以下の届出先に提出（郵送可）をお願いします。

[離職時の所属]	[届出先]	
知事部局、労働委員会、収用委員会…総務部人事課	議会事務局総務課	(〒520-8577 大津市京町 4-1-1)
議会事務局…	教育委員会事務局教育総務課	
教育委員会…	※うち教職員…教育委員会事務局教職員課	
監査委員…	監査委員事務局	
人事委員会…	人事委員会事務局	(〒520-0201 野洲市吉川 3382)
企業庁…	企業庁経営課	
病院事業庁…	病院事業庁経営管理課	(〒524-8524 守山市守山 5-4-30)
警察本部…	警察本部警務部警務課	(〒520-8501 大津市打出浜 1-10)

- ただし、次の場合には、届出は必要ありません。
- ・ 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人および特定地方独立行政法人の職員として採用された場合
 - ・ 日雇いの場合
 - ・ 営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合にあっては、再就職先での年間の報酬額が103万円以下の場合

！ 違反者には罰則が適用されます。

届出をしなかった者または虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料の対象となります。

Q&A

Q. 離職時に、届出の必要な職に就いていない場合についても、届出が必要ですか。

A. 一度でも届出の必要な職に就いていた場合は、離職後2年間は届出が必要です。

Q. 離職後に、2回以上再就職する場合は、届出が必要ですか。

A. 離職後2年間に複数回再就職する場合についても、すべて届出が必要です。

Q. 法人Aに再就職すると同時に、関連法人Bの地位も兼務する場合は、届出が必要ですか。

A. 法人A、法人B両方への再就職について、それぞれ届出が必要です。

Q. 再就職した法人の中で、地位が変わった場合は、届出が必要ですか。

A. 離職後2年間のうちに、再度同じ法人の他の地位に就くこととなった場合は、新たに届出が必要です。

(例) R7.4.1付で法人Aの事務局長に再就職、R7.6.1付で法人Aの専務理事に就任
→ この場合、4.1時点と6.1時点で2回の届出が必要です。

Q. 任期を定めて採用され、届出の必要な職に就いた後に、離職して民間企業等に再就職した場合は、届出が必要ですか。

A. 任期の定めのない職員と同様に届出が必要です。

《 再就職情報の届出（人事委員会規則様式第3号） 記入例 》

様式第3号（第24条関係）

管理または監督の地位にあった者が再就職した場合の届出

令和7年4月15日

滋賀県知事様
 滋賀県企業庁長（公営企業管理者）様
 滋賀県病院事業庁長（病院事業管理者）様
 滋賀県議会議長様
 滋賀県代表監査委員様
 滋賀県警察本部長様
 滋賀県教育委員会 御中
 滋賀県人事委員会 御中

滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例（平成28年滋賀県条例第17号）第3条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) (おうみ たろう)	
氏 名 近江 太郎	
住 所 大津市京町四丁目1番1号	電話番号 077-●●●-●●●●
離職時の所属および職 〇〇部 部長	離職日 令和7年3月31日

2 再就職の状況

再 就 職 日	令和7年4月1日
再 就 職 先	公益財団法人 〇〇協会
再就職先の業務内容	〇〇、□□などの協会事務の統括
再就職先における地位	事務局長

3 備考欄

--

受付年月日

3. 再就職情報の公表

届出があった再就職情報については、全任命権者分を取りまとめの上、毎年公表されます（毎年9月末を予定）。

公表内容	氏名、退職時の職名、退職年月日、再就職年月日、再就職先の名称、再就職先での役職、県の紹介の有無
------	---

4. その他

以下の行為を行った現職職員には、3年以下の懲役が科されます。

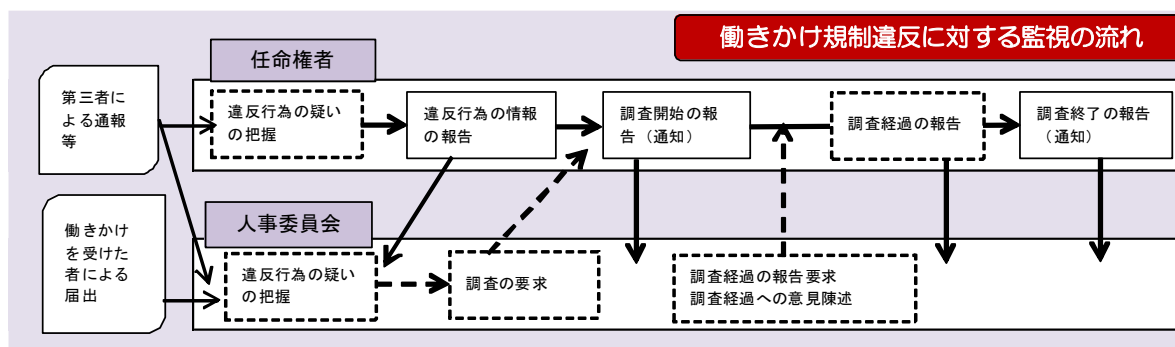
- ▶ 不正な行為をすることの見返りとして、営利企業等に対し、他の職員または元職員を就職させることを要求、依頼した現職職員
- ▶ 不正な行為をすることの見返りとして、営利企業等に対し、自らを就職させることを要求し、または約束した現職職員

参 考

「働きかけ」規制違反への人事委員会による監視

「働きかけ」規制に違反する行為が行われた疑いがある場合は、当該違反行為について、任命権者が調査を実施することとなります。

その際、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、調査の開始から終了まで、人事委員会による監視が行われます。



この制度に関するお問合せ先

総務部人事課人事係
TEL：077-528-3153
FAX：077-528-4815
E-Mail：bc0003@pref.shiga.lg.jp

人事委員会事務局任用・審査係
TEL：077-528-4454
FAX：077-528-4970
E-Mail：jinji-i@pref.shiga.lg.jp